

# 令和6年第2回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和6年 6月 7日 午前9時30分開議

議 長

おはようございます。  
ただいまから、令和6年第2回川本町議会定例会を開会します。  
ただいまの出席議員数は9名であります。  
定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

々

なお、大畑代表監査委員から、健康上の理由により欠席届が提出されておりますので報告します。

々

それではただちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お配りしているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番中平議員、4番本山議員を指名します。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日6月7日から6月12日までの6日間をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

々

異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日7日から12日までの6日間とすることに決定しました。

々

なお、会期中の会議は、お手元の「会期日程及び審議予定表」のとおり予定しております。

々

日程第3、「諸般の報告」を行います。  
議長としての報告事項は、お手元の「議長報告、議員派遣の件」のとおりですので、ご覧ください。

々

以上で、「諸般の報告」を終わります。

々

日程第4、「町長行政報告」を行います。番外野坂町長。

番外  
野坂町長

おはようございます。令和6年第2回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

々

開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

々

はじめに、国道261号土砂崩れによる通行止めに伴う対応、について申し上げます。

5月13日午後、江津市桜江町谷住郷地内の国道261号で土砂崩れが発生し、全面通行止めとなりました。

対応するため、島根中央高校への通学に対しては、高校が朝1便、夕方2便について代行のスクールバスを、邑南町から川戸駅を經由して江津駅に運行する措置をとりました。

5月25日の15時から、片側交互通行となり、石見交通江津川本線も再開する段階まで回復しておりますが、早期の完全復旧を切望するものであります。

々

次に、定額減税調整給付金について申し上げます。

賃金の上昇が物価の上昇に追いついていない中、デフレ脱却の一時的な措置として、令和6年分の所得税及び個人住民税において定額減税を実施し、なおかつ減税しきれないと見込まれる所得水準の方へは、調整給付金が支給されることとなりました。

事務処理基準日は6月3日とされており、給付に必要な補正予算案を今議会に提案しております。

々

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金について申し上げます。

令和5年度以降、住民税非課税者のみ世帯、住民税均等割のみ課税世帯、低所得の子育て世帯を対象として給付金を支給してきました。

今回は、令和6年度に新たに対象となる方々に対して、令和5年度と同額を支給するもので、必要な補正予算案を今議会に提案しております。

々

次に、「女子野球で繋がるプロジェクト」について申し上げます。

令和7年度からのチーム始動に向けて、この4月に元プロ野球選手（NPB）である森山 もりやま かずと 一人氏が監督に就任し、5月にはクラブ創設に係る運営スタッフ1名を地域おこし協力隊として委嘱しました。

6月3日からチーム名の一般公募を始めており、今後は一般社団法人全日本女子野球連盟へ「女子野球タウン認定」申請を行います。

こうした動きと並行して、一般社団法人「かわもと暮らし」を中心に、選

番外  
野坂町長

手募集などの準備を進めてまいります。

本町だからこそそのコンテンツである女子野球を活用し、町内外の企業や団体とも連携を進めることで、これまでにない化学反応を呼び込み、地域創生の契機に繋げてまいります。

々

次に、治水対策の推進について申し上げます。

5月13日に、江の川下流域治水期成同盟会の構成員として、国土交通省浜田河川国道事務所、県議会議員、県に対し、対策の早期実現について要望いたしました。

残る大命題の川本堤防の完成堤防化に向け、まずは必要となる堤防断面の確保について、併せて、瀬尻・久料谷、谷地区の早期完成について、5月7日には、浜田河川国道事務所に対し、21日には、植田議長及び本山副議長とともに、国土交通省水管理・国土保全局の河川計画課長及び治水課長に対し、町単独で要望を行ってまいりました。

今後も、あらゆる機会やルートを通じて、継続的に国・県に対して働きかけてまいります。

事業着手地区の進捗状況ですが、瀬尻・久料谷地区におきましては、国事業として、今月中には国道261号迂回路工事が完成し、その後、護岸工事が行われる予定となっており、町では事業範囲内の用地取得、建物等補償を行ってまいります。

谷地区におきましては、国事業として、建造物等詳細設計が、県においては、事業範囲内の用地取得、建物等補償、迂回路設置工事、盛土工事が行われる予定となっており、町では、用地取得、建物等補償、町有物件解体工事を行ってまいります。

両地区の事業推進に必要な補正予算案を今議会に提案しております。

今後も、地元協議会や関係者の皆様、国及び県と緊密に連携し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

また、川本排水機場においては、令和2年度に実施された総合診断の結果をもとに策定された長寿命化計画に基づき、今年度は3基あるポンプの内、1基の取替工事が行われる予定です。

々

次に、昨年度より着手しております「立地適正化計画」の策定について申し上げます。

今年度末の策定に向け、計画で定める各種区域設定や防災指針等の骨子を固める作業に着手するとともに、将来取り組む可能性のある事業の盛り込みについて、全庁あげて検討に入っているところです。

居住機能や医療・福祉・商業などの様々な生活機能と、地域公共交通をネットワーク化させることで、次世代につながるまちづくり、言うなれば「コンパクトタウンかわもと」を目指し、引き続き取り組みを進めてまいります。

番外  
野坂町長

次に、令和5年度の予算執行は、5月31日をもって出納を閉鎖いたしましたので、決算見込額についてご報告申し上げます。

事業成果や決算数値など詳細につきましては、9月定例会において、あらためてご報告いたしますので、今回は決算見込額の概要についてご説明させていただきます。

々

初めに、一般会計の決算見込みについてであります。

歳入47億3,583万7千円に対しまして、歳出46億3,282万円となり、差し引きした形式収支が1億301万7千円となっております。

この内、立地適正化計画策定事業等の翌年度への繰越財源、1,997万円を引いた、8,304万7千円が、実質的な余剰金として、次年度への繰越金となると見込んでおります。

なお、令和5年度末の基金残高は24億7,394万円で、地方債残高は53億6,150万9千円となる見込みです。

特別会計の決算見込みにつきましては、国民健康保険特別会計で30万8千円、後期高齢者医療特別会計で16万9千円の余剰金が見込まれております。

々

それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

々

まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、地域公共交通の充実について申し上げます。

全国的な運転手不足の影響等によるダイヤの見直しについて、関係事業者と調整するなど対応してまいります。

引き続き、地域公共交通計画に基づき、持続可能な公共交通の維持に向けて取り組んでまいります。

々

次に、移住・交流の促進について申し上げます。

アフターコロナで地方回帰の動きも徐々に戻りつつある中、都市部で開催される移住フェア等への参加により昨年度は120件の移住・定住に関する相談を受け、12件25名を新たに本町へ迎え入れたところです。

課題となっている住宅の確保について、因原地区への4棟の定住促進住宅の建設に向け、5月に工事監理業務を発注し、6月定例会後に建築工事を発注することとしており、令和7年4月には入居者を受け入れられるよう準備を進めてまいります。

また、4月に一般社団法人化された「かわもと暮らし」では、4月、5月にそれぞれ1名の地域おこし協力隊員を受け入れ、体制を強化しており、県や国の制度も積極的に活用しながら、新たな人の流れを創出してまいります。

番外  
野坂町長

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国保連の速報値によりますと、昨年度の本町の一人当たりの医療費は、583,974円と、前年度比で40,430円、6.47%の減少となりました。

減少の要因は、高額医療費の減、生活習慣病の重症化予防により、入院外医療費が減少したことによるものであると考えられます。

しかしながら、依然として県内4番目に高いことから、早期発見、早期治療により削減が図られるよう、引き続き特定健診、がん検診等の受診率向上に取り組んでまいります。

々 つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、農業と農村の振興について申し上げます。

令和6年産米の作付面積は、98ヘクタールで前年度並みの見込みです。「コシヒカリ」が生産の中心であります。奨励している「きぬむすめ」は、前年度比約6%増の18ヘクタール、「つや姫」は、前年と変わらず10ヘクタールとなっております。

また、国の日本型直接支払制度を活用した、多面的機能の維持・発揮に取り組む団体への支援として、今年度は、町内11組織が参加している広域組織を含む、延べ18団体が活動に取り組む予定です。

々 次に、担い手の確保について申し上げます。

今年度策定する、農地利用の姿を明確化する地域計画に合わせて、担い手が安心して営農を継続できる環境づくりに向け、地域での話し合い、県邑智農業部、JA等の関係機関との協議を進めてまいります。

また、新たな担い手確保に向け、都市圏での就農相談会への参加や、「かわもと暮らし」等と連携し、水稻や野菜生産等の農業体験を実施してまいります。

々 次に、特産品の振興について申し上げます。

戦略的ブランド産品であるエゴマの昨年度の作付面積は、17ヘクタールで、前年度比1ヘクタール減少したものの、生産量は3.5トンで、ほぼ前年度並みでした。

今年度も、生産を支援するとともに、本町ならではの情報を発信し、振興に努めてまいります。

々 次に、林業の振興について申し上げます。

林業担い手確保応援事業につきましては、林業事業者との協議を進め、森林環境譲与税を活用した、広報活動や就職奨励金制度により、移住等による

番外

野坂町長

新たな担い手の確保に努めてまいります。

今年度から、森林環境税の賦課徴収が始まり、関心が高まることが予想されることから、引き続き、制度の趣旨に則って積極的に活用し、様々な事業に取り組んでまいります。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

令和4年度から実施してきた、サルの群れの分布やGPSによる行動域の調査結果に基づき、県や関係機関と協力しながら、個体数の削減に向け取り組むために、現在、鳥獣被害対策協議会を通じ、国からの交付金の申請をいたしております。

また、引き続き、効果的な防護柵の設置方法などの研修を実施するとともに、サルの出没情報の共有を図り、効果的な追い払いができる集落体制の構築と、個体数の減少を図るため大型捕獲檻の設置場所について、協議を進めているところです。

々

次に、商工業の振興について申し上げます。

今年度も、特定健診や、がん検診を受診された方を対象に、電子決済アプリ・Jコインペイを活用した町内限定ボーナス「まげなポイント」を付与いたします。

4月より付与を希望される方には、健診等の申し込みに合わせてご案内しておりますので、是非ご利用いただき、町内消費の拡大、地域商業の活性化へのご協力をお願いします。

また、商工会、「かわもと暮らし」、町の3者で定期的に行っている協議により、商工業が抱える課題解決に繋がる取り組みや施策を検討してまいります。

々

次に、観光の振興について申し上げます。

先に開催された、ええなあまつりかわもと実行委員会において、「2024 ええなあまつりかわもと」が7月27日に開催されることが決定されました。

商工会、事業者、自治会の皆様のご協力を得ながら、中央大通りでのステージイベントなど、町内外から多くの方々に訪れていただき、とりわけ、江の川名物花火大会が魅力的な催しとなるよう、必要な補正予算案を本議会に提案しております。

また、5月22日に広島市のマツダスタジアムで開催された「わがまち魅力発信隊」に、邑智郡3町で構成する、江の川流域広域観光連携推進協議会の構成員として参加し、広島地区の方々に、本町及び邑智郡の魅力をPRしてまいりました。

また、4月より川本町観光協会の業務を担っていただいている地域おこし協力隊の方に、新たな視点で磨き上げた本町ならではの観光資源を、様々な

番外  
野坂町長

場面において情報発信することにより、町内への誘客を促進してまいります。

々

次に、誘致企業との連携について申し上げます。

株式会社三協では、課題となっていた人材確保について、昨年度、県と連携して対策を進め、現在、従業員40名の規模となっております。

また、同社から寄贈し続けていただいている河津桜は、本年3月に、町道三原古市線を中心に、地元の方々のご協力のもと150本の苗木が植樹され、合計で1,050本に達しました。

また、南佐木地区にある旧残土処理場への河津桜公園整備に向けましては、実施設計に合わせて、地盤の耐力調査も実施することとし、入札は7月に行う予定としております。

々

つづいて、「子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、学校教育について申し上げます。

4月9日に小・中学校の入学式が行われ、小学校12名、中学校23名の新入生を迎えたことにより、今年度の児童生徒数は、小学校が8学級127名、中学校が5学級58名となりました。

児童生徒の確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことができるよう、教育振興に努めてまいります。

々

次に、コミュニティ・スクールについて申し上げます。

4月16日に、今年度設置した「町立学校運営協議会」の第1回会議を開催いたしました。

小・中学校の校長から提案された、今年度の学校経営方針が承認され、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることについて、前向きな意見が交わされました。

々

次に、家庭教育支援について申し上げます。

4月14日に「かわもとぼかぼか親子プロジェクト」として、「たけのこ掘り体験」を開催したところ、15家族58名の参加がありました。

高校生や大学生を含む地域ボランティア26名のご協力のもと、天候にも恵まれ、親子の触れ合いや保護者同士の交流、また、地域の魅力を肌で感じていただく体験活動となりました。

々

次に、人権・同和教育の推進について申し上げます。

5月12日に、県内の盲導犬ユーザーとそのご家族及びボランティアの方々と構成される「島根ハーネスの会」のご協力を得て、川本西体育館を会場に「盲導犬とふれあう会」を開催いたしました。

番外  
野坂町長

訓練士による盲導犬のデモンストレーションを見たり、ユーザーの方の生活を聞いたりすることで、盲導犬や視覚障がいのある方に対する接し方などの理解啓発につながりました。

々

次に、島根中央高校の魅力化支援について申し上げます。

4月8日に始業式、9日に入学式が行われ、新年度がスタートし、今年度は県内外から88名が入学され、生徒総数は昨年度から31名増の250名となりました。

高校2年次に1年間留学する「地域みらい留学365」の取り組みを昨年度から始めており、この4月は、神奈川県から1名の留学生を受け入れ、島根中央高校から山形県へ1名を送り出しました。

部活動では、3月に香川県で行われた海外派遣選手選考会へカヌー部が出場し、各種目で上位入賞した生徒6名が日本代表選手に選考されました。

また、今年度入学の生徒からカリキュラムの見直しが行われ、国公立・難関私立大学の合格を目指す特別進学ルートや、商業科や家庭科などの科目を履修し総合型選抜に対応するルート、実践科目を中心に実践力を身につけるルートなどを創設し、生徒にとって個別最適な学習環境での進路実現を目指します。

引き続き、「教育創生コンソーシアム島根中央」を中心として支援してまいります。

々

つづいて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、防災・減災について申し上げます。

出水期を控え、5月26日は、自主防災組織のリーダーを対象に、避難所の運営訓練を実施し、災害時の自主防災組織として実施していただく内容や、受付時でのポイント、災害発生までに準備しておくことなどの確認や、避難所で利用する簡易ベッドの組み立てなどの実践訓練を行いました。

また、6月2日には、水害による被害が予想される自治会の方々が、避難場所への経路と避難者の把握方法の確認などを行う、防災訓練を実施しました。

さらに、6月9日には、土砂災害を想定した避難訓練を行う予定としており、皆様とともに、災害への備えに万全を期してまいります。

また、7月7日には、全国消防操法大会の前哨戦となる第67回島根県消防操法大会県大会が、松江市の県消防学校で開催されます。

町消防団は、4月から川本消防署の協力を得て、本格的な練習を開始しており、本大会への出場を通じて、消防用機械器具の取り扱い及び操作の基本について、習熟度を高め、消防活動の充実を図ってまいります。

番外

野坂町長

次に、道路整備について申し上げます。

町道事業では、因原日向線道路測量設計を発注しており、また、田原絵堂線道路改良工事契約締結に必要な議案を今議会に提案しております。

災害防除事業では、柿木原線落石対策工事を発注しており、また、町道下因原線法面对策工事に必要な補正予算案を今議会に提案しております。

県道事業では、主要地方道川本波多線川本工区のボーリング調査が行われております。

々

次に、簡易水道について申し上げます。

因原地区の水道管布設替工事を行います。

々

次に、デジタル化の推進について申し上げます。

令和4年度に策定した「デジタル化推進計画」に掲げた「町民サービスの向上」「庁内業務の効率化」「職員の人材育成」の3つの柱のもと、今年度は23の事業に取り組むこととしています。

主な事業として、職員自らがシステムを内製化できるツール「kinton e（キントーン）」を導入し、庁内全体の業務改善を実施するため、プロジェクトチームを結成し、5月8日に1回目の研修を行ったところです。

また、告知放送の安定化、効率化を図るため、5月からデジタル音声化を行いました。

デジタルデバインド対策としては、スマートフォンの操作方法等を相談できる窓口を、昨年引き続き開設しております。

邑智郡総合事務組合と共同で進めている「自治体情報システムの標準化・共通化」については、今年度中にガバメントクラウドへの接続を完了し、生活保護システムを標準準拠システムに移行することとしています。

々

次に、環境衛生について申し上げます。

昨年度の邑智クリーンセンターへ搬入されたごみのうち、本町分は全体の21.7%を占める1,011トン、前年度比33トンの減となりました。

収集ごみ、持込ごみともに減少しており、引き続き減量化やリサイクルの推進に向け、啓発等に取り組んでまいります。

々

つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。

々

はじめに、ふるさと納税について申し上げます。

昨年度のふるさと納税の実績は、前年度比348万3千円減の1,726万3千円となりました。

また、昨年10月から受付を開始した、企業版ふるさと納税は、3社から計500万円をご寄附いただいております。

番外  
野坂町長

各種事業に有効活用させていただいており、ご寄附いただいた皆様には、あらためてお礼を申し上げます。

同じく、ふるさと納税制度を活用した、ふるさと納税起業家支援プロジェクト、いわゆるガバメント・クラウド・ファンディングにおいては、廃業された旅館を再生し、海外の太鼓団体との交流拠点として整備する事業を採択し、3月1日から5月29日まで寄附を募り、認定事業者が設定した目標金額を見事達成しました。

本寄附にあたりまして、町内外の多くの方々からご支持いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

町として、本寄附金を活用し、今後取り組まれる事業の支援を行ってまいります。

々

今定例会に提案しました案件は、条例案件1件、予算案件5件、その他案件4件であります。

後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長

以上で、「町長行政報告」を終わります。

々

ここで、暫時休憩します。

午前10時10分より再開します。 (午前9時57分)

々

会議を再開します。 (午前10時10分)

々

日程第5、「議案第43号、川本町ふるさと思いやり基金条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。番外名原産業振興課長。

番外名原産  
業振興課長

「議案第43号、川本町ふるさと思いやり基金条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

改正の内容については、説明資料をご覧ください。

改正理由でございますが、本町では内閣府から地域再生計画の認定を受け、令和5年度より企業版ふるさと納税の受け入れを開始いたしました。この制度は、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業からの寄附となっており、寄附者の意向に沿い寄附金の有効活用を図るには、いったん基金に積立てを行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、第1条では「事業」の次に「及び地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・し

番外名原産 業振興課長	<p>ごと創生寄附活用事業として行う事業」を加えます。</p> <p>なお、この施行期日は、公布の日でございます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。ありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第6、「議案第44号、令和6年度川本町一般会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。</p> <p>執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総 務財政課長	<p>それでは、「議案第44号、令和6年度川本町一般会計補正予算(第1号)」について、説明いたします。</p> <p>説明の前に、議会運営委員会におきまして、住まいづくり応援事業の補正について、民間空き家改修と説明しておりましたが、正しくは、民間単身用集合住宅での補正でありました。また関連し、歳入予算の国庫支出金、県支出金及び繰入金を修正しております。細心の注意を払っておりましたが、このようなことになり誠に申し訳ございません。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ274,667千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,277,802千円とするものです。今回の補正は、人事異動に伴う職員給与等の組み替えのほか、国の物価高騰対応に関する事業や、3月議会で条例改正した会計年度任用職員への勤勉手当支給のための補正など、早期の補正予算対応を要する事項が主なものです。</p> <p>補正の内容につきましては26ページをご覧ください。</p> <p>まず、歳出から人件費組み替え以外の主なものについて説明させていただきます。なお、関連する歳入も併せて説明いたします。</p> <p>1款、議会費の議員報酬、期末手当は、議員報酬等の条例改正が4月25日から施行されたことによるものです。</p> <p>次に、2款、総務費の住まいづくり応援事業は、先ほどの民間単身用集合住宅に関しまして、戸数の増によるものでございます。これに伴い、歳入の県支出金において、しまね定住推進住宅整備支援事業補助金を補正しております。物価高騰対応定額減税調整給付金事業は、後ほど資料を用いて説明いたします。</p> <p>次に、3款、民生費の物価高騰対応重点支援給付金事業と、6款、農林水</p>

番外瀬上総  
務財政課長

産業費の担い手経営発展支援事業補助金につきましても、後ほど資料で説明いたします。

次に、6款、農地集積促進事業補助金は、農地耕作条件改善事業費の12.5%を営農組合に助成するものです。これは、地元負担分について、負担軽減を図り、将来の農業生産を担う担い手への農地利用集積を促進するために交付するものであります。

次に、7款、商工費のええなあまつり実行委員会補助金は、5月の全員協議会において説明させていただきましたが、花火大会について、物価高騰による影響と打ち上げ球数増加により、不足する花火経費の834千円の補助金を増額するものです。なお、財源として、ふるさと思いやり基金を活用します。河津桜公園実施設計業務委託、8款、土木費の谷地区治水対策事業、及び瀬尻・久料谷、町道下因原線法面修繕事業は、後ほど資料を用いて説明いたします。

次に、10款、教育費の子育てサポートセンター委託料は、人件費を会計年度任用職員の給与に準じて行っております。このたびの勤勉手当支給に伴いサポーター2名分の手当を補正するものです。

次に、1ページ戻っていただいて、25ページの歳入をご覧ください。

歳入の説明に併せて、連動する歳入の補正を説明いたしましたので、その他について説明させていただきます。

14款、国庫支出金、15款、県支出金、21款、町債は、後ほど資料で説明する事業に関連いたしますので、ここでは省略させていただきます。

18款、繰入金の財政調整基金繰入金は、この度の補正の財源不足をここで調整しております。

次に、2ページ進んでいただいて、27ページをご覧ください。

上段、「第2表 地方債の補正」につきましては、この度の補正による本年度の地方債の限度額は869,494千円と見込んでおります。

次に、その下、基金の状況につきましては、この度の補正による年度末の基金残高は、1,935,077千円と見込んでおります。

次に、28ページ、次のページをご覧ください。

まず、重点支援地方交付金の全体像といたしまして、この度、物価高騰対応のため支援給付金と定額減税調整給付金を補正しております。昨年実施いたしました非課税世帯への給付金と関連しておりますので、整理のためにこちらに載せております。概要のところでございますが、①～③につきましては、昨年度実施した非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付金となります。④につきましては、非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯に対する給付金を示しております。このうち、昨年度、該当する世帯に対しては既に支給しておりますが、今回の補正では、今年度新たに支給対象となった世帯に対して支給することになります。⑤は今年度新たに非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に、昨年度と同様の内容で支給するものです。⑥は定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に、

差額を1万円単位で支給するものです。一番下の黄色とピンクの用いております図ですが、これが上の①から⑥の関連を示したものとなります。これらを踏まえまして、29ページと30ページについて説明させていただきます。まず、29ページであります。物価高騰対応重点支援給付金事業について説明いたします。現状と課題及び目的はご覧のとおりであります。

2、概要といたしまして、支給対象者は先ほどの図の黄色部分にあたりますが、基準日が令和6年6月3日に川本町に住民登録のある世帯で、令和6年度新たに住民税非課税となる世帯、これを100世帯程度。令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯を40世帯程度。⑤対象世帯のうち子育て世帯へのこども加算、こちらを30人程度と見込んでおります。

なお、令和5年度の給付対象となった世帯は対象外となります。

給付額は、新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯が1世帯あたり現金10万円。対象世帯のうち子育て世帯へのこども加算がこども1人あたり現金5万円です。支給の流れにつきましては、まず、対象者へ確認申請書を送付し、その後、対象者からの確認申請書の提出を待って、対象者への給付となります。なお、8月頃支給開始と見込んでおります。

予算額はご覧のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

物価高騰対応定額減税調整給付金事業について説明いたします。

現状と課題及び目的はご覧のとおりです。

概要としまして、図で示しておりますが、図の左側、〈所得税分〉につきましては、一人当たり3万円が減税されますが、減税がそれを下回る場合、ピンク色の控除不足額、これに対して給付をいたします。また真ん中の〈個人住民税所得割分〉につきましては、一人当たり1万円が減税されますが、減税がそれを下回る場合は、ピンク色の控除不足分、こちらを給付することになります。不足のAとBを足した額が給付額ということになるものです。給付対象者は、<sup>いち</sup>Iとして所得税額が定額減税可能額を下回る者が200件程度。<sup>に</sup>IIの個人住民税所得割額が定額減税可能額を下回る者が300件程度と見込んでおります。

なお、<sup>こめのに</sup>※2としておりますけれども、所得税分、個人住民税所得割分ともに、本人及び扶養親族数を加えた人数が減税対象人数ということになります。

給付額につきましては、控除不足額Aと控除不足額Bを1万円単位で切り上げた金額を支給することとなります。

支給までの流れにつきましては、まず、所得税課税情報・住民税課税台帳等から対象者の抽出を行い、給付額の算出を実施します。その後、対象者へ確認書を送付し、対象者からの確認申請書が提出された後に、対象者への給付となります。こちらも、8月頃支給開始と見込んでおります。

予算額はご覧のとおりでございます。なお、歳出と歳入の額ですが、歳入の方が歳入を超過する、財源不足となっております。給付する調整給付金は満額交付される事になっておりますが、システム導入費などの事務費が、国

の算定では不足する制度になっているところがございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

担い手経営発展支援事業補助金について説明します。

1の現状と課題及び目的ですが、新規就農者を確保するために、建設資材の高騰による就農者が負担する施設整備費は大きな課題であり、施設整備に係る費用を軽減することで、認定新規就農者を目指す農業者を支援するものです。当初予算では、ハウス等整備事業費補助金を活用し、畜産を営む認定新規就農者の牛舎増築費用に係る支援を予定計上しておりますが、国の交付要綱が改正されて、補助金額の上限が引き上げられましたので、本町も同様に補助制度を見直し、支援するものであります。県の改正内容は表のとおりで、補助率は変わりませんが、補助金額の上限が14,000千円に引き上げられました。町も同様な改正を予定しております。

2、概要ですが、事業内容は、認定新規就農者が整備する牛舎増築の費用を支援いたします。負担割合は県3分の1・町3分の1・事業者3分の1でそれぞれ上限が14,000千円です。補助金ですが、事業費が25,710,912円、補助率3分の2、補助額が17,140千円となります。このうち当初予算で10,000千円を計上しておりますので、7,140千円の補正となります。一方、歳入ですが、県の補助金が8,570千円。このうち当初予算で5,000千円を計上しておりましたので、3,570千円の補正となります。

3、予算額は、ご覧のとおりであります。

次のページをご覧ください。

ええなあまつり実行委員会補助金につきましては、先ほど説明させていただきましたので、ここでは省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

河津桜公園整備事業について説明いたします。

本件ですが、南佐木の残土処理場跡に公園を整備する事業で、今年度は実施設計を予定しております。

1、現状と課題及び目的の一番下の○<sup>まるじるし</sup>印に記載しておりますが、令和6年4月以降に、以下の変更点が発生しております。

①計画予定地は建設発生土（粘性土）を埋め立てた造成地であるため、地盤耐力調査が必要（トイレ・休憩所・駐車場）であること。

②河津桜等の植栽予定地の客土・土壌改良等、適切な植栽基盤の検討が必要であること。

③令和6年4月から業務に関する人件費単価が増額した。ということであり  
ます。

2の概要のとおり、先ほどの①から③について追加し、3、予算額のとおり、委託料を1,247千円補正するものであります。

なお、歳入として辺地債を見込んでおまして、辺地債は10万円単位で借り入れますので、当初予算との端数の関係で1,300千円としておりま

番外瀬上総  
務財政課長

す。

次のページをご覧ください。

谷地区治水対策事業について説明いたします。

1、事業概要は、ご覧のとおりです。

2、今回の補正の概要につきましては、矢谷川右岸上流部に位置する、事業所の用地買収費及び物件補償費を計上しております。

なお、事業費の増額に伴い、財源として緊急自然災害防止対策事業債を予定しております。

3、今年度事業費の推移として、当初予算及び補正予算について記載しております。

4、予算額は、ご覧のとおりです。

次のページをご覧ください。

瀬尻・久料谷地区治水対策事業について説明いたします。

1の事業概要は、ご覧のとおりです。

2、今回の補正の概要につきましては、宅地の嵩上げに伴い整備を行う生活雑排水路の設計業務費と、区画道路の設計完了に伴い新たに支障となる物件が発生しましたので、補償費算定業務費を計上しております。

なお、事業費の増額に伴い、財源として緊急自然災害防止対策事業債を予定しております。

3、今年度事業費の推移としまして、当初予算及び補正予算について記載しております。

4の予算額は、ご覧のとおりです。

次のページをご覧ください。

町道下因原線法面修繕事業について説明いたします。

1、事業概要ですが、1月21日に町道下因原線の道路法面が崩壊し、現在非常に危険な状態となっております。本路線は国道261号から県道日貫川本線を結ぶ重要な路線でバス路線でもあります。現在、応急的に土留め工を設置しておりますが、崩壊面については著しい風化等が進んでおり、今後大規模な崩壊の可能性があり、早急に復旧することが不可欠となっております。

2、概要につきましては、被災規模は道路法面が、延長10.0m、高さ15.0mです。復旧工法は、法面のオーバーハング部分や風化が進んでいる岩塊を取り除き、法面保護工として現場打吹付法のりめんほごこう砕工げんばうちつけのりわくこうを施工します。

3の予算額は、ご覧のとおりです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長	ありませんか。 8 番飯田議員。
8 番 飯田議員	河津桜公園整備事業について、お尋ねをいたします。 ここに植栽の土壌調査、また地盤調査として、それから人件費増を見込んで1, 247千円の増額となっておりますが、例えばこの地質調査・土壌検査において、例えば木を植えるのに不相当と思われた場合には、この公園整備というのはどのようにお考えになるのか、そこをお伺いをいたします。
議 長	番外名原産業振興課長。
番外名原産 業振興課長	お尋ねでございますけれども、調査の段階結果として、植栽に適さなかった場合の処置ということでよろしいんですかね、はい。 調査結果がどうなるか分かりませんが、今まで粘土質の所にも植栽を植えてきておりますので、話の中では適正に生育できるように、そういった処置ができるようにいろいろと聞いておりますので、その経費の方もかかってくるかも分かりませんが、その辺もですね、いろいろ検討して最小限の事業費の方で収まるように、検討してまいりたいというふうに考えております。
議 長	8 番飯田議員。
8 番 飯田議員	これは道路を造った時の残土を埋め立てた粘土質だったんですが、石灰を混ぜて固めるような方法でそれを埋め立てておるということですが、結構、私もその現状を見たわけですが、地盤が深いところに石灰を混ぜた土が入っているというような状況でした。今その上にまた残土を載せて、おそらく一番上は真砂土か何かでサラッと均してあるような状況だと思います。それがその今の公園の予定地の状況になっています。これは今まで、例えば旧三原小学校のグラウンドもそういう状況になっておりましたが、そこに生えている草と全く差違はない、違わないような状況であります。例えばこの120幾らの土壌の検査、また実質調査をして、これがほんとに安全なものなのかというところのお墨付きが欲しいのか、それともこれはもう徹底的に調査をして公園に相応しくないというところを計るのか、この金額でそれが出来るかというところをちょっとお尋ねしたい。
議 長	番外名原産業振興課長。
番外名原産 業振興課長 番外名原産	今回の調査につきましては、活性化特別委員会の方でいろいろとご意見をいただきまして、やはりしっかりと調査が必要であるという事で、今回の提案に至っております。当然、公園整備用に向けてですね取り組んでおり

業振興課長 ますので、調査結果につきましては前向きに捉えていきたいというふうには考えております。

議 長 8 番飯田議員。

8 番 ちよつと私もこの調査費で、ここまで本当にその結果が出るのか、ちよつと疑問に思うわけですけど、これはやっぱり地域との遺恨もありますし、また三協さんと約束があるという事でこの公園整備というのは必ず進めていただきたい事業のひとつです。例えば少々の問題が出てそれをクリア出来るような予算措置もしていただきたいし、そういう方向で進んでいただきたいと思います。以上。

議 長 他ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第7、「議案第45号、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。  
執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長 「議案番号第45号、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明します。

補正内容は、歳入歳出予算総額からそれぞれ1,763千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ401,105千円とします。

8ページの資料をご覧ください。

歳出ですが、1款、総務費の総務管理費と徴税費、あわせて1,763千円の減。これは、4月の定期人事異動に伴う給与、手当、共済費等の変更によるものです。

一方、歳入は、13款、繰入金の一般会計繰入金が、1,763千円の減となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。  
ありませんね。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第8、「議案第46号、専決処分の承認を求めることについて

議 長

《令和5年度川本町一般会計補正予算（第10号）》の件を議題とします。  
執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総  
務財政課長

それでは、「議案第46号、専決処分の承認を求めることについて」説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めますのでございます。

専決処分事項は、令和5年度川本町一般会計補正予算（第10号）。

専決処分の年月日は、令和6年3月29日です。

次のページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ202,081千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,786,563千円とするもので、各事業費の確定や交付金・補助金の確定などに伴い予算の補正をするものでございます。また、特別交付税の割り当てが多かったことも伴い、基金取り崩しを一部取りやめております。また、地方債の補正もしております。

資料の30ページをご覧ください。

まず、歳出から説明します。

2款、総務費では、ふるさと思いやり基金積立金が14,277千円、これは今年度の寄附金が固まったことによるものです。減債基金積立金が8,364千円、これは普通交付税の財源となる令和5年度の国税が上振れしたことにより、令和6年度及び7年度において臨時財政対策債の元利償還金の一部を、令和5年度において先に交付し、積立金に積み立てることを国から求められたことによるものです。財政調整基金積立金は9月補正におきまして、普通交付税確定に伴い、一旦、積立金で対応しておりましたが、この度、全体を見渡して、積立額を調整したことによることによる減です。その他につきましては、実績に応じた事業費の減額を計上しております。

3款、民生費以降の科目につきましても、主に実績に応じた減額の計上となっております。

なお、9款、消防費の江津邑智消防組合負担金は、事業費の確定及び負担金算定基礎の確定に伴うものでございます。

10款、教育費の、かわもと音戯館指定管理委託料は、基本協定に基づき、燃料費と高騰した電気代について追加で支払うものです。

1ページ戻っていただき、歳入をご覧ください。

1款、町税につきましては、実績により2,500千円の増額を計上しております。

2款、地方譲与税から、10款、地方交付税までは、それぞれ交付決定に伴う補正です。なお、特別交付税につきましては、特別な財政需要をご考慮いただき交付額が増えております。

12款、分担金及び負担金以降につきましては、それぞれ利用実績や事業実績に伴う補正を計上しております。

番外瀬上総務財政課長	<p>次に、2ページ進んでいただき、31ページをご覧ください。</p> <p>上段、「第2表 地方債の補正」につきましては、各事業費の確定や起債の許可額の確定などに伴う補正額を、それぞれ事業ごとに計上し、内訳そして起債の種類と事業名ごとの金額を挙げております。その結果、限度額の総額は、549,300千円となります。</p> <p>最後に、基金の状況をご覧ください。今回の補正予算に係る基金の積立と取崩をそれぞれの基金ごとに計上しております。その結果、年度末の基金残高の総額は、前年度末と比べて21,335千円減額し、2,473,940千円と見込んでおります。</p> <p>説明は以上です。ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより、質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>3番中平議員。</p>
3番 中平議員	<p>30ページの農林水産業費の中で、有害鳥獣対策事業費が実績による減となっておりますが、内容について説明をお願いします。</p>
議 長	<p>番外名原産業振興課長。</p>
番外名原産業振興課長	<p>中平議員の質問についてお答えいたします。令和5年度はですね、鳥獣被害対策につきましては、国の交付金の方を活用させていただいております。この国の交付金を活用するにあたりまして、当初、町主体で事業を実施するというふうに考えておりましたけれども、この交付金の立て付けと致しまして、一旦、町の鳥獣被害対策協議会の方が主体となって事業の方を行うということになっておりましたので、当然交付金の方が協議会の方に直接入ってまいりますので、支出の方も協議会からという事で、その交付金の減に伴いまして支出の方も減っております。またちょっと併せまして令和5年度につきましては、被害防止施設整備補助金の活用がですね、なかなか少なかったという現状もございます。理由といたしましては、豚熱によるイノシシの捕獲が少なかった事ですとか、イノシシの出没が少なかった事ですとか、保護柵のタイミング、整備のタイミングもあると思えますけれども、それが1,591千円ほど不用額となっておりますので、そういった事を併せまして6,080千円の減額とさせていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>他ありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>

議 長 次に、日程第9、「議案第47号、専決処分の承認を求めることについて《令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）》」及び、日程第10、「議案第48号、専決処分の承認を求めることについて《令和5年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》」の件を一括議題とします。

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長 それでは、「議案番号第47号、専決処分の承認を求めることについて」ご説明します。

これは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第3項の規定により、承認を求めるものです。

専決処分の事項は、令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。専決処分年月日は、令和6年3月29日です。

次のページをご覧ください。

補正内容は、歳入歳出予算総額から、それぞれ67,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ425,844千円とするものです。

10ページをご覧ください。

歳出ですが、2款、保険給付費は、実績により療養給付費が53,300千円の減、高額療養費が14,000千円の減。

一方、歳入ですが、8款、県支出金で、県補助金が62,000千円の減、13款、繰入金で、一般会計繰入の職員給与等繰入金金が5,000千円の減で、歳出合計67,000千円の減となっております。

説明は以上となります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

々 続きまして、「議案番号第48号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明します。

これは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第3項の規定により、承認を求めるものです。

専決処分の事項は、令和5年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。専決処分年月日は、令和6年3月29日です。

次のページをご覧ください。

補正内容は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ142,804千円としております。

9ページをご覧ください。

歳出ですが、2款、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料分納付金が、実績により974千円の増。

一方、歳入ですが、1款、後期高齢者医療保険料で特別徴収保険料が、実績により366千円の減。普通徴収保険料が、1,700千円の増。4款、繰入金で、事務費繰入金が17,200千円の減、保険基盤安定繰入金が3

番外高砂健康福祉課長 60千円の減。6款、諸収入で、療養給付費負担金返還金が17,200千円の増で、歳入合計974千円の増となっております。  
説明は以上となります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
よろしいですね。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第11、「議案第49号、工事請負契約の締結について《令和6年度しまね定住推進住宅整備支援事業 因原地区定住促進住宅建設工事(5・6・7・8号棟)》の件を議題とします。  
執行部から提案理由の説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤まちづくり推進課長 「議案第49号、工事請負契約の締結について」ご説明いたします。  
本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。  
契約する工事は、令和6年度しまね定住推進住宅整備支援事業 因原地区定住促進住宅建設工事(5・6・7・8号棟)です。  
契約額は、115,610,000円。指名競争入札によるものです。  
契約の相手方は、川本町大字谷戸2908番地7。株式会社 江ノ川開発です。以上、よろしく申し上げます。

議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。  
よろしいですか。  
(「……………」)  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第12、「議案第50号、工事請負契約の締結について《令和5年度明許繰越 社会資本整備総合交付金事業 町道田原絵堂線第2期道路改良工事》」の件を議題とします。  
執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地 「議案第50号、工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

域整備課長	<p>本議案は、令和6年5月17日、指名競争入札に付した令和5年度明許繰越社会資本整備総合交付金事業 町道田原絵堂線第2期道路改良工事について、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>契約の金額は、105,600,000円。</p> <p>契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字川下686番地、大鵬建設有限公司 代表取締役 城納 浩行氏でございます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>工事内容につきましては、総延長816mを2工区に分け、本年度は2工区延長436mの道路改良工事、及び全線の舗装工事を行い、工期につきましては令和7年3月31日としております。</p> <p>以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第13、「議案第51号、町道路線の変更について」及び、日程第14、「議案第52号、町道路線の廃止について」の件を一括議題とします。</p>
々	<p>執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。</p>
番外伊藤地域整備課長	<p>「議案第51号、町道路線の変更について」、ご説明いたします。</p> <p>道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を変更するものであります。変更する路線は2路線であり、いずれも谷地区治水対策事業に伴うものでございます。</p> <p>平面図でご説明いたします。</p> <p>はじめに、谷住宅団地2号線は、現在、県による迂回路工事が実施されており、それに接続するため終点の変更を行うものでございます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>谷住宅団地3号線は、水防災事業の施工範囲に含まれており、土地の嵩上げを行うにあたり終点の変更を行うものです。</p> <p>以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、「議案第52号、町道路線の廃止について」、ご説明いたします。</p> <p>道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を廃止するものであり</p>

番外伊藤地域整備課長 ます。廃止する路線は表のとおり合計7路線であり、いずれも谷地区治水対策事業に伴うものでございます。

いずれも水防災事業の先行整備エリア施工範囲に含まれており、概ね学園橋から矢谷川上流付近の土地の嵩上げを行うため、廃止を行うものでございます。

議 長 以上、ご承認のほどよろしく願いいたします。

々 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、日程第15、「報告第2号、令和5年度川本町一般会計予算繰越の報告について」の件を議題とします。  
執行部から、報告事項の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 「報告第2号、令和5年度川本町一般会計予算繰越の報告について」、説明いたします。

これは、令和5年度川本町一般会計予算繰越明許費について、別紙のとおり、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をご覧ください。

令和5年度予算のうち、翌年度に繰り越した明許繰越は計算書のとおりで、繰越事業は15事業、繰越額の合計は207,610,000円です。

それぞれの事業に対する補助金や地方債につきましては、表のとおりでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議 長 以上で、報告事項の説明を終わります。

々 「報告第2号」について質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 次に、日程第16、「報告第3号、令和5年度美郷町・川本町斎場決算及び令和6年度予算について」の件を議題とします。

議 長

執行部から、報告事項の説明を求めます。番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町  
民生活課長

「報告第3号、令和5年度美郷町・川本町斎場決算及び令和6年度予算について」資料により報告いたします。

まず、2ページをお開きください。

中ほどに、令和5年度における火葬の実施状況を掲載しております。

全体で104体で、うち川本町分は47体となっております。

次の3ページには、年度別火葬実績とグラフを掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

続いて、4ページの決算資料をご覧ください。

令和5年度の運営協議会会計決算額は、歳入歳出とも11,360,443円となっており、このうち美郷町負担分と自動販売機設置料を差し引いた5,632,003円が、川本町の負担額となっております。

歳出の主なものとして、修繕費が2,239,650円となっております。

修繕の大きなものとして、火葬炉設備の主然炉及び再燃炉の耐火材修繕を行っております。

次の5ページには、平成26年度以降の主な修繕状況について記載しておりますので、あわせてご覧ください。

つづきまして、資料の6ページをご覧ください。

令和6年度運営協議会会計予算でございます。

歳入・歳出とも13,648,400円となっており、対前年度当初予算との比較で1,815,400円の増となっております。この内、川本町負担金は6,824,200円で、907,700円の増となっております。

主な増額の要因は需用費の増によるものです。まず、燃料及び電気料等の高騰に伴い、燃料費と光熱水費で543千円の増となっております。修繕費につきまして1,036千円の増となっておりますが、内容については次の7ページの資料をご覧ください。

令和6年度修繕予定としまして、火葬炉設備のうち、オイル配管機器については、経年劣化による修繕。収骨台車バッテリーについては交換時期到来に伴い取り換えを行うもので、併せて2,915千円の予算額としております。その他、ガス給湯機器修繕と一般修繕費で300千円としております。

最後に今後の修繕予定としまして、令和7年度には火葬炉設備の主然炉、再燃炉のバーナー修繕で4,455千円の予算額を見込んでおります。エアコン設備につきまして、建設当時からのものであり、在庫部品等が無いため、故障した場合は、新たに設備更新する必要があります。現状、エアコン設備等について、特に不具合は生じておりませんが、今年度、エアコンフィルター清掃にあわせて故障等の点検も実施する予定としており、設備更新が必要となった場合はかなり費用がかかると見込まれます。

報告につきましては、以上でございます。

- 議 長 以上で、報告事項の説明を終わります。
- 々 「報告第3号」について質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
よろしいですか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、日程第17、「請願第1号」の件を議題といたします。  
本日までに受理いたしました陳情は、お手元の「請願文書表」のとおりであります。  
会議規則第91条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託しましたので報告します。
- 々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。
- 々 これをもちまして、本会議を閉じます。
- (午前11時06分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員